

入札公告（説明書）

令和 7 年 5 月 14 日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和 7 年 4 月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の 4-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 契約件名 | 北海道支社 社屋増築実施設計
【調達機関番号：417 所在地番号：01 品目分類番号 42】 |
| 2. 業務内容 | 履行場所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、
『金抜設計書』を参照のこと |
| 3. 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一 |
| 4. 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
(電話) 011-896-5777
(mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. 入札方法 | 電子入札又は郵送入札 |
| 6. 内訳明細書 | 不要 |
| 7. 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…下記 14. 及び入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 8. 支払条件 | 前金払の有無：有
部分払の有無：無 |
| 9. 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』4-3-1 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』の
とおり |
| 10. 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. 設計業務成果品等の貸与 | 入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：無 |
| 12. 材料価格等の掲載 | 無 |
| 13. 見積活用方式の有無 | 無 |
| 14. その他 | 本業務の契約締結にあたり、『共通入札公告』4-2-1 ウに示す契約書案を次の通り運用する。
① 頭書部の「6 第 1 条第 1 項に定める仕様書」の次に「7 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項は別紙のとおり」を加える。
② 第 58 条の次に別紙「建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項」を加える。 |

以上

入札手続き日程

入札公告日		令和 7 年 5 月 14 日
1	審査基準日	下記 3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和 7 年 5 月 29 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和 7 年 5 月 29 日 16 時 00 分まで ※『共通入札公告』4-3-2. ~4-3-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書または競争参加資格確認申請書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>[郵送入札の場合] 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により本書『調達手続の概要』4. 契約担当部署（以下「契約担当部署」という。）へ提出すること。郵送の場合の提出部数は 2 部とする。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書または競争参加資格確認申請書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 7 年 6 月 12 日を予定

5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から 7 日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	本件においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件においては非該当
10	参考見積書の提出期限	本件においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件においては非該当
13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 7 年 7 月 14 日 16 時 00 分 ※『共通入札公告』の 4-4-1 に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 【電子入札の場合】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【郵送入札の場合】 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[14] 及び別添『様式集に定める入札書様式』に従い、書留郵便等（提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により契約担当部署へ提出すること。</p>
14	開札日時	令和 7 年 7 月 15 日 13 時 30 分
15	開札場所	<p>【電子入札の場合】 電子入札システム 【郵送入札の場合】 NEXCO 東日本 北海道支社 入札室</p>
16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和 7 年 6 月 30 日 16 時 00 分まで</p> <p>【受付方法】</p>

		質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時までに提出すること。 【受付場所】 契約担当部署
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の閲覧（貸与）期間 (設計業務成果品等)	本件においては非該当
19	資料の掲載 (参考積算条件書)	本件においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

業務名		北海道支社 社屋増築実施設計		
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式		
	見積活用方式の対象	無		
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-
	評価値の算出方法	加算方式		
	入札ボンド	対象外		
	履行ボンド	対象		
	審査時期	事前審査		
		下記に示す業種区分の「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。		
業種区分		建築設計		
競争参加要件	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。	
		同種業務	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。 公共的施設の建築設計に関する契約実績のある者であること。	
	予定管理技術者に求める事項	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。	
		同種業務	審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 テクリスの業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。 管理技術者、担当技術者として、企業に求めた同種業務と同じ経験を有すること。	
		技術者資格	審査基準日において、次に示す技術者資格を有する者であること。 1 一級建築士 ※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相違がないことが確認できること。	
	手持ち業務量	手持ち業務量	手持ち業務量が、次に該当しないこと。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が10件以上なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5件以上とする。 ※手持ち業務量は、審査基準日の時点での契約中の業務のみとする。ただしNEXCO東日本が発注した調査等において、余裕期間制度を適用した契約業務については、受注者が設定した余裕期間内は手持ち業務に含めない。	
競争参加要件	競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 保全点検業務等(道路保全点検業務等)の実施に関する年度協定	受注者名) 株ネクスコ東日本エンジニアリング
			業務名) 保全点検業務等(道路保全点検業務等)の実施に関する年度協定	受注者名) 株ネクスコ・エンジニアリング北海道
	その他		業務実施体制が「不適」の場合には競争参加を認めない。	

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式			技術評価点(満点)(注1)		100点												
評価項目			評価基準														
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。 評価基準 評価点=配点×係数a 係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期 受渡し時期 発注機関														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</th> <th>1.00</th> <th>0.50</th> <th>0.25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	上記に該当しない	0.00		
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25														
同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12														
上記に該当しない	0.00																
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。 評価基準 評価 配点 ①「一級建築士を有する者」に該当する (競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1) ②上記に該当しない														
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。 評価基準 評価点=配点×係数a 係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期 受渡し時期 発注機関														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</th> <th>1.00</th> <th>0.50</th> <th>0.25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	上記に該当しない	0.00		
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25														
同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12														
上記に該当しない	0.00																
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務及び件数		次の基準で評価する。 評価基準 評価 配点 配置予定管理技術者が、次に該当する場合は選定(評価)しない。 ①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5件以上とする。														
			<table border="1"> <tr> <td>①に該当しない</td> <td>適</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>①に該当する</td> <td>不適</td> <td></td> </tr> </table>			①に該当しない	適	-	①に該当する	不適							
①に該当しない	適	-															
①に該当する	不適																
◇留意事項 手持ち業務量は、審査基準日の時点での契約中の業務のみとする。ただしNEXCO東日本が発注した調査等において、余裕期間制度を適用した契約業務については、受注者が設定した余裕期間内は手持ち業務に含めない。																	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		次の基準で評価する。 評価基準 評価 配点 以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-48-12]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。														
			<table border="1"> <tr> <td>いずれも該当しない</td> <td>適</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>いずれかに該当する</td> <td>不適</td> <td></td> </tr> </table>			いずれも該当しない	適	-	いずれかに該当する	不適							
いずれも該当しない	適	-															
いずれかに該当する	不適																

(注1)技術評価点は、上記技術評価項目及び評価基準に基づく評価点(満点100点)に60/100を乗じて、小数点第4位以下を切り捨てた値とする。

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	特記仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	特記仕様書のとおり
設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】:() 建築士	【登録番号】:
【氏名】:	
【資格】:() 建築士	【登録番号】:
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】:	
【資格】:() 設備士	【登録番号】:
() 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(注1) 契約締結後に本様式に変更が生じる場合には、変更契約の対象となるため、発注者あて速やかに報告すること。

(注2) 建築士事務所登録をしていない場合などで記載を要しない欄は斜線により削除すること。